

# 富士宮市からのお知らせです。

長期優良住宅・住宅耐震改修・熱損失防止改修・バリアフリー改修・サービス付き高齢者向け住宅の固定資産税減額申告書には、**マイナンバーの記載と提出時の本人確認が必要になります。**

## 1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

申告書に記載された「個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記載してください。

## 2 本人確認について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（個人番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。窓口での申請の際、以下の（1）又は（2）の本人確認資料等をそれぞれ1種類、確認させていただきますので、お持ちいただくようお願いいたします。また、郵送でのご提出の際には該当書類の写し（コピー）をそれぞれ1種類、添付のうえ御提出をお願いします。

なお、法人番号を記載した申告書を御提出いただく際には、本人確認資料の提供は不要です。

### （1）本人が申告書を提出する場合

	個人番号確認資料（注1）	身元確認資料（注1）
窓口・郵送	個人番号カード（マイナンバーカード）（裏面）  又は 通知カード 又は 住民票（個人番号が記載されたもの）等 いずれか	個人番号カード（マイナンバーカード）（表面）  又は 運転免許証 旅券（パスポート）等（注2） いずれか

### （2）代理人が申告書を提出する場合（※本人以外は同居の家族でも代理人となります。）

	本人の個人番号確認資料（写し）（注1）	代理人の身元確認資料（注1）	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード（裏面） 又は 本人の通知カード 又は 本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等 いずれか	代理人の個人番号カード（表面） 又は 代理人の運転免許証・旅券等 いずれか	委任状等 （裏面参照）

（注1）郵送による申請の場合はコピーを添付してください。

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードの記載事項に変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合は、個人番号資料として利用できます。

## 3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨を御理解いただき、マイナンバーの記載に御協力ください。

- 共有物件の申請の際にはマイナンバーの記載は不要です。
- 減額申請書の提出についてご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

# 委任状

(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

(長期優良住宅・住宅耐震改修・熱損失防止改修・バリアフリー改修・  
サービス付き高齢者向け住宅) 減額申告書の提出に伴う個人番号及び本人確認資料の提供

年 月 日

(委任者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_

(例)

# 委任状

(代理人) 住 所 富士宮市弓沢町150番地 \_\_\_\_\_

氏 名 富士宮 一郎 (印)

生年月日 昭和50年1月1日 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

(長期優良住宅・住宅耐震改修・熱損失防止改修・バリアフリー改修・  
サービス付き高齢者向け住宅) 減額申告書の提出に伴う個人番号及び本人確認資料の提供

令和 3年 4月10日

(委任者) 住 所 富士宮市宮町13-1 \_\_\_\_\_

氏 名 白糸 太郎 (印)

生年月日 昭和50年1月1日 \_\_\_\_\_